**平成２５年（フ）第２１６号**
静岡県駿東郡長泉町下土狩307番地
債務者　小坂　政美
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２５０号**
静岡県駿東郡長泉町下長窪117番地の８　フローラ池田202号
債務者　大川　稔子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２５年（フ）第２９号**
徳島県三好郡東みよし町昼間3736番地
債務者　山中　　優
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
徳島地方裁判所美馬支部

**平成２５年（フ）第２０３号**
岩手県花巻市本館410番地15
債務者　住吉慶一郎
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第２０８号**
盛岡市茶畑１丁目１番６―304号、旧住所盛岡市紺屋町２番20号
債務者　菊池由木絵
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第２１３号**
盛岡市湯沢東３丁目６番13号
債務者　千﨑　　進
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２５年（フ）第８７号**
群馬県太田市龍舞町1911番地３　龍舞市営住宅２―22号、前住所群馬県太田市龍舞町5009番地　ニューハイツ新井103号
債務者　小原　和子（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

**平成２５年（フ）第３４６号**
神奈川県厚木市中依知225番地５　ウイステェリア204
債務者　鈴木真由美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２５年（フ）第２５７号**
愛知県一宮市平和２丁目17番18―402号　モアグレース平和Ⅱ
債務者　長谷川頼子
1　決定年月日時　平成25年８月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２５年（フ）第７９７号**
京都市伏見区讃岐町155番地　ランスロット桃山404号室
債務者　石原よしみ
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８１４号**
京都市伏見区羽束師菱川町610番地132　松岡城司方、前住所京都市伏見区横大路竜ケ池９番地13
債務者　山田　一郎
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第９５７号**
京都市山科区西野山階町20番地　ヤサカ山科社宅
債務者　岩永　敏郎
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２５年（フ）第８５号**
北海道小樽市花園４丁目９番１号　板倉アパート
債務者　峯村　　稔
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月23日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２５年（フ）第６２８号**
広島市南区東本浦町９番12―302号
債務者　巽　　健治
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２５年（フ）第６６号**
北海道勇払郡むかわ町若草８番地３
債務者　新井田とみ子
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第１０２号**
北海道苫小牧市末広町１丁目６番10号　２階右
債務者　松本　孝治
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第１０３号**
北海道苫小牧市柏木町６丁目８番８号
債務者　冨澤鉄太郎
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２５年（フ）第１０５号**
北海道苫小牧市王子町３丁目３番23―401号
債務者　菅原加奈江
1　決定年月日時　平成25年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部